巻　頭　言

農林水産省の「バイオスティミュラントのガイドライン（案）」に関する私見

公益財団法人日本植物調節剤研究協会　理事長
大谷　敏郎

本年２月 19 日の農林水産省の第２回バイオスティミュラントに係る意見交換会において「バイオスティミュラントの表示等に係るガイドライン（案）」（以下，ガイドライン案）が示された。

バイオスティミュラント（以下，BS）は，厳密な審査が必要な肥料や農薬，植物成長調整剤とは区別される新しい農業資材として注目されている。わが国における定義や評価方法については，これまで曖昧のまま様々な議論が行われてきたと推察しているが，その明確なルール化を目指して公表されたのが今回のガイドライン案である。以下，ガイドライン案に沿って，私見ではあるが，当協会との関係を整理してみたい。

まず，本ガイドラインの「１．目的」の項目では，「事業者が BS の効果や使用に係る表示に関する事項を中心に，事業者による自主的な取組を促すとともに，使用者による目的にあった製品の選択や適切な使用に資することを目的とする」とある。ここでは，肥料や農薬のような申請・許可制でも，また届出制でもなく，あくまで自己責任による自主規制であること，さらに，使用者が選択する際，誤解を与えないことが最初に示された。

「２．定義」において，「BS 自体が持つ栄養成分とは関係なく，結果として農作物の品質又は収量が向上するものをいう（要点のみ抽出）」と定義された。さらに，（参考）として，事業者が BS として取り扱う資材でも，各法令で定義される農薬，肥料，土壌改良資材に該当する資材は登録，届出，表示などが必要とされた。農薬等に該当する成分が検出されれば，BS ではない，ということである。

「３．効果･使用に係る表示」では，効果効能等の表示（容器，包装，PR 等）において，景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）に留意し，病害虫や雑草の防除，また農作物等の生理機能の増進・抑制といった農薬と誤認されるような効果の表示はしないこと，さらに，肥料と誤認されるような効果の表現は表示しないこと，と強い表現になっている。

使用法の表示についても，対象作物，使用量又は使用濃度，使用時期，使用回数など，効果が期待される標準的な使用方法，効果がでない条件など使用上注意すべき事項を使用者に示すこと，と明記されている。

また，営農指導者など詳しい情報が必要な者向けには，効果や使用法について，栽培試験や原材料などの根拠情報を提供すること，とされている。

さらに，これらの根拠情報を確認する方法が詳しく示されている。例えば，対照区を設置した３反復以上，条件の異なる国内２例以上の試験を行うこと，収量，生体重，栄養成分の吸収量など定量的な指標を用いて評価すること，３ロット以上の供試製品を分析し，品質のばらつきを確認すること，ばらつく要因がある場合は，それらを考慮して分析点数や対象試料を決定すること，分析法は公定法等を利用すること等，が明記されている。

これまで，BS の根拠情報については明確ではない場合が多く，今回のガイドライン（案）で取得方法が示されたことで，必要な情報を蓄積できる可能性があり，大きく前進したものと思われる。

「４．安全性の確認」のうち，農産物の安全性（悪影響）については上記の方法で確認すること，とされた。ヒトへの安全性については，①当該資材を使用した農産物の食経験がある，②原材料・成分等についての文献検索で安全性を評価できる，③製品を用いた安全性試験で有害性が示されない，のいずれかの方法で確認すること，とされている。この３つの方法のなかで最も議論が必要なのは食経験の評価であろう。BS を直接喫食するわけではなく，使用した農産物を喫食した場合の評価となる。食品の機能性表示制度における，機能性関与成分を含む農産物や食品を直接喫食する場合とは大きく異なり，BS を利用した農産物の食経験が新たな検討課題となろう。

以上，バイオスティミュラントのガイドライン（案）を概観したが，詳細は，オリジナルのガイドライン案を参照されたい。

今後発表される正式なガイドラインにおいて，目的，定義，効果･使用に係る表示とその評価が示される。なかでも，BS の持つ非生物的ストレスに対する耐性を，具体的にどのように評価するかがポイントとなろう。当協会としては，これまでの植物成長調整剤の評価法を参考にすることにより，BS の新たな評価法の構築が可能と考えており，標記ガイドラインに沿った評価項目や方法などについて専門委員会に諮り，現場における有効利用に向けた試験受託体制を整備したいと考えている。